

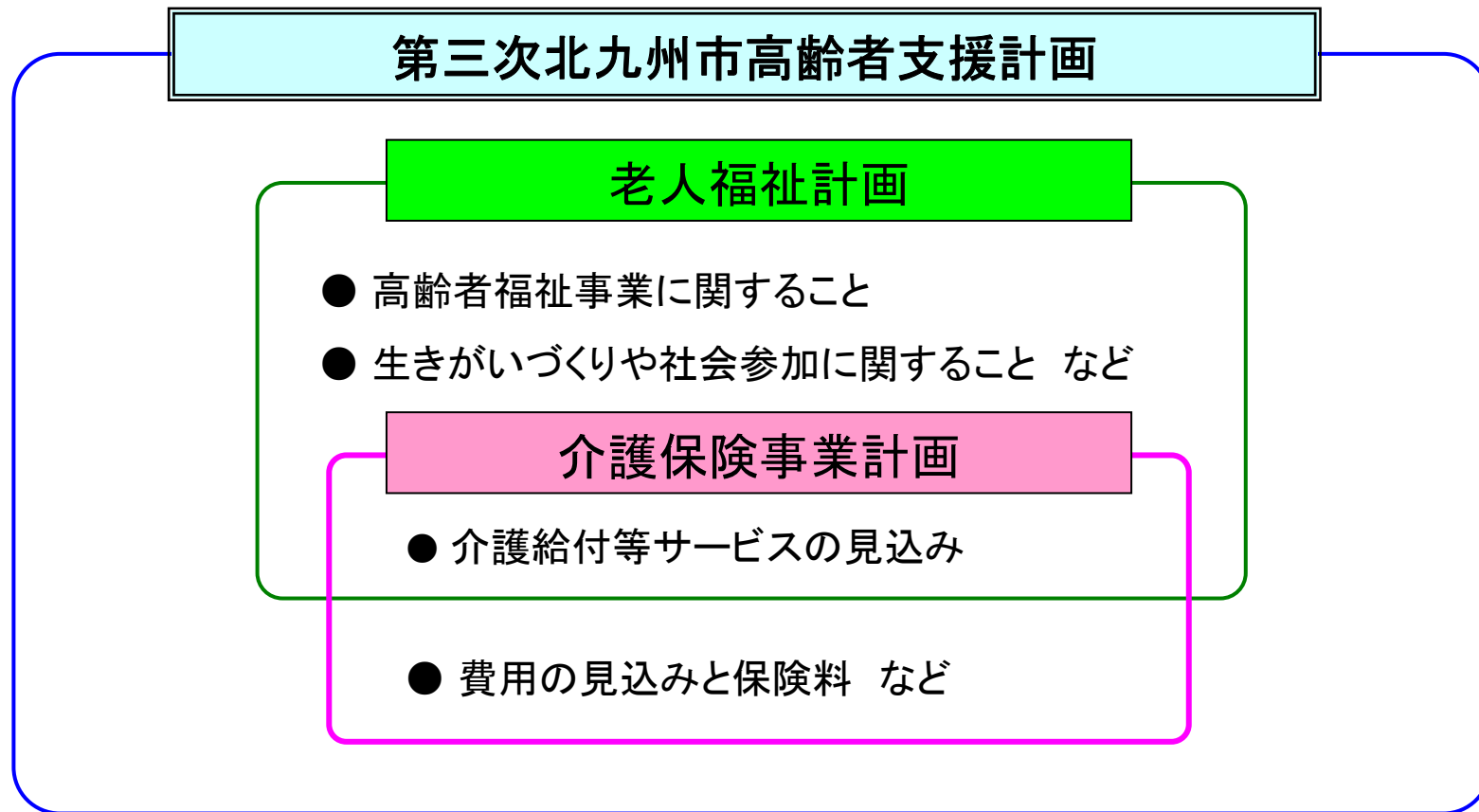


第三次北九州市高齢者支援計画 に係る施設整備計画について

北九州市保健福祉局
介護保険課

第三次北九州市高齢者支援計画

1 計画の趣旨と位置づけ



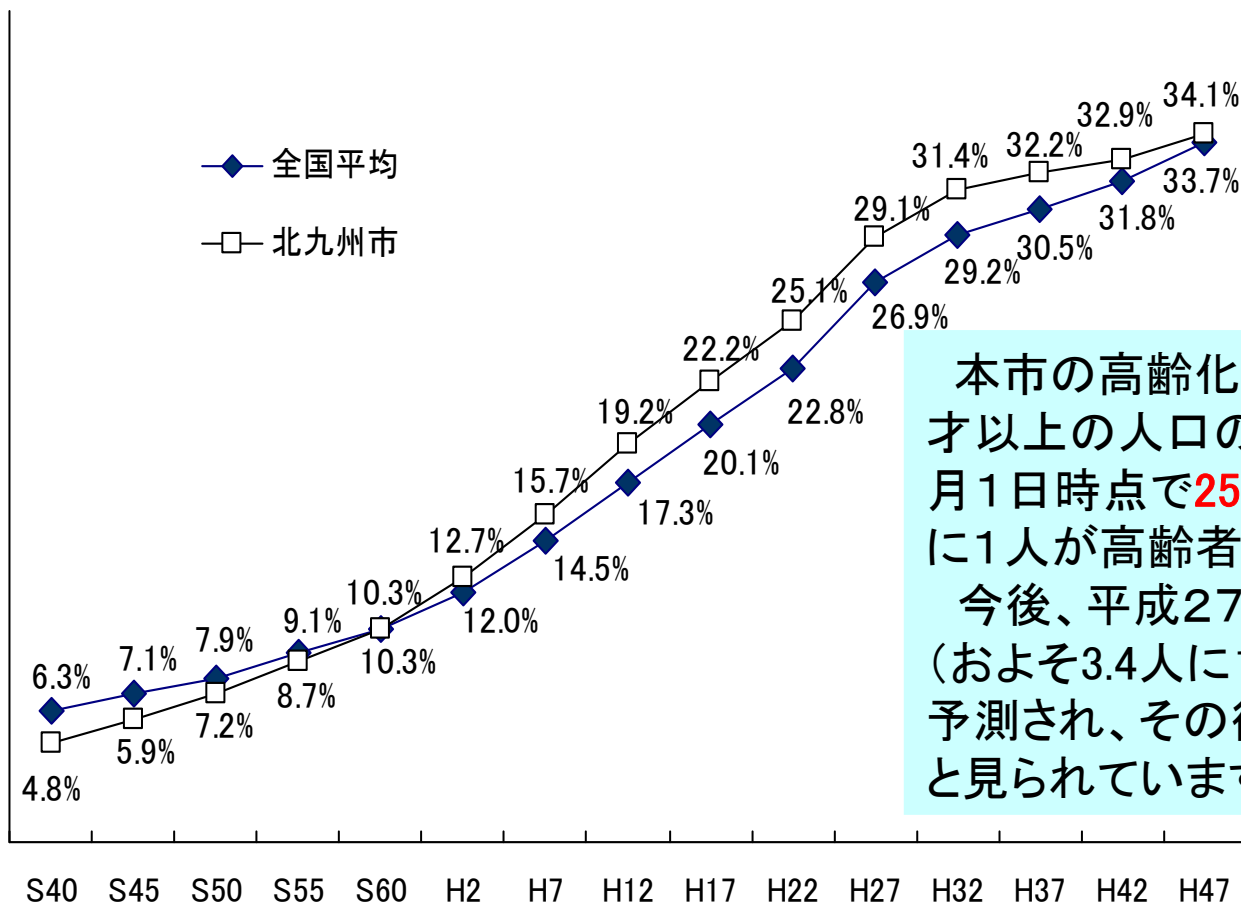
2. 計画の位置づけと計画の期間

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
北九州市 基本構想 基本計画	<p align="center">「元気発進！北九州」プラン (基本計画は、平成32年度までの12年間)</p>					
地域福祉	<p align="center">健康福祉北九州 総合計画 (平成18年度～22年度)</p>		<p align="center">北九州の地域福祉2011～2020 (平成32年度までの10年間)</p>			
高齢者 支援	<p align="center">第二次北九州市高齢者支援計画 (平成21年度～平成23年度)</p>			<p align="center">第三次北九州市高齢者支援計画 (平成24年度～平成26年度)</p>		

北九州市の高齢社会を取り巻く現状

1 高齢化の進行

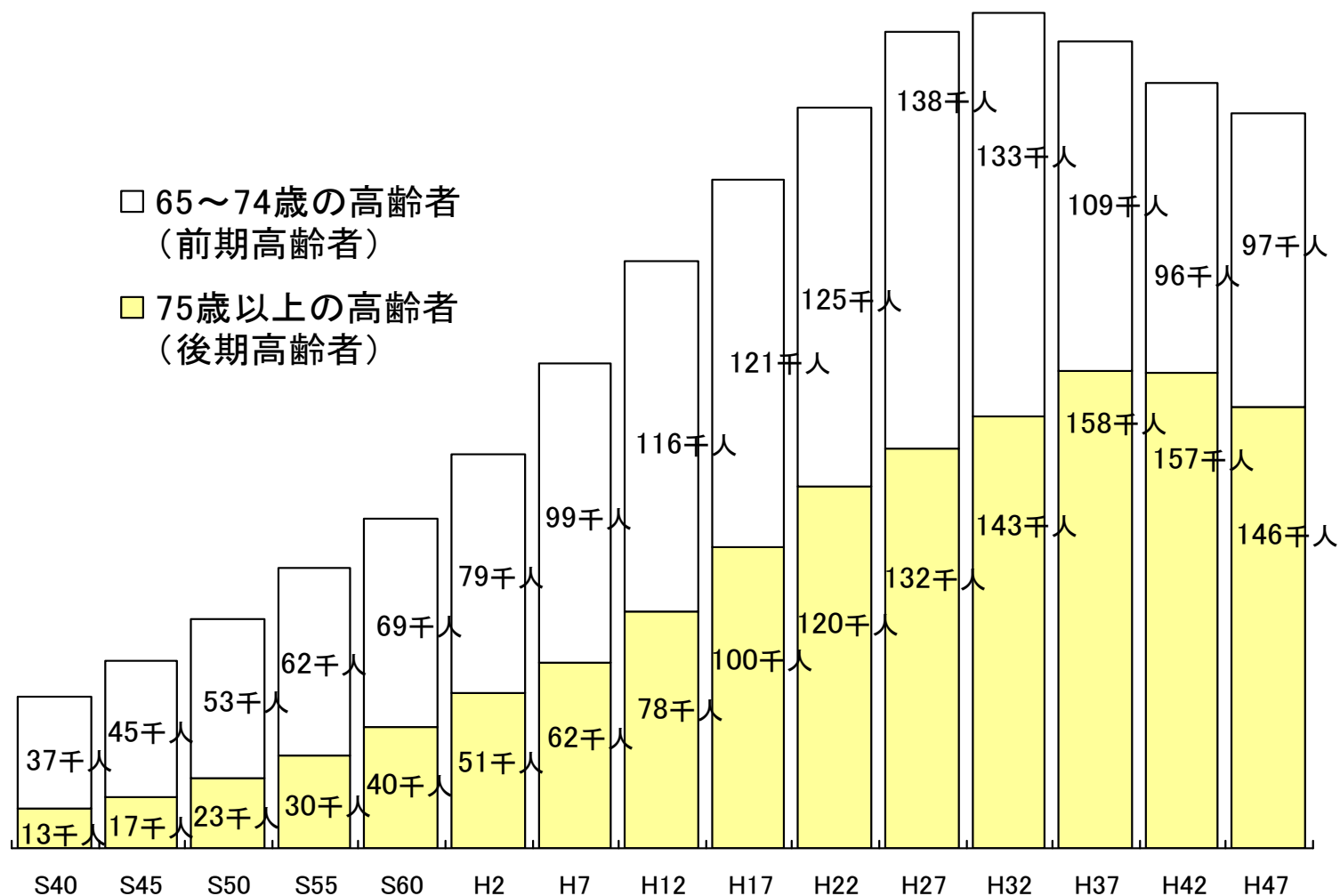
(1) 高齢化率の推移



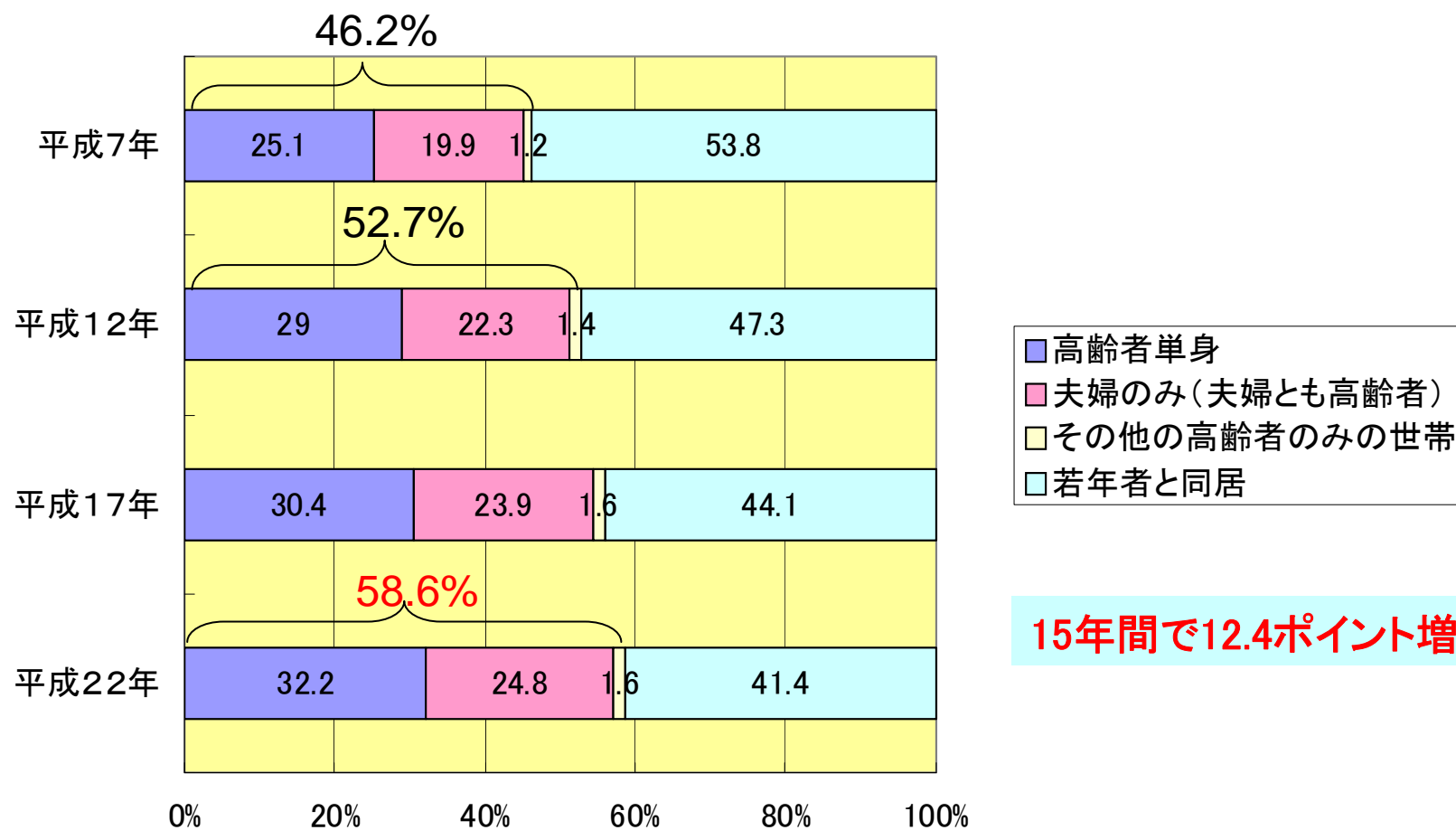
本市の高齢化率(総人口に占める65才以上の人口の割合)は、平成22年10月1日時点で**25.1%**と、人口の約4.0人に1人が高齢者という状況です。

今後、平成27年には総人口の**29.1%**(およそ3.4人に1人)が高齢者になると予測され、その後も高齢化は更に進むと見られています。

(2) 75歳以上の高齢者(後期高齢者)の増加



(3) 高齢者だけの世帯の増加



15年間で12.4ポイント増加



基本的な考え方・主な取り組み

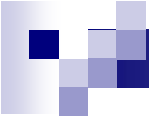
1. 基本理念

〔第三次高齢者支援計画の基本理念〕

家庭、地域、社会全体で安心のきずなを結び、すべての市民が生涯を通じてその人らしく、いきいきと活躍できる

“参画と共生のまちづくり”

～ 高齢者とその家族を地域で見守り、互いに支え合い、誰もが社会の一員としてまちづくりに参画できる地域社会の実現 ～



基本的な考え方・主な取り組み

2. 基本目標・施策の方向性

【基本目標1】いきいきと生活し、積極的に社会参加できるまち
(施策の方向性)

- (1)健康づくり・介護予防の充実
- (2)生きがい・社会参加・地域活動の推進

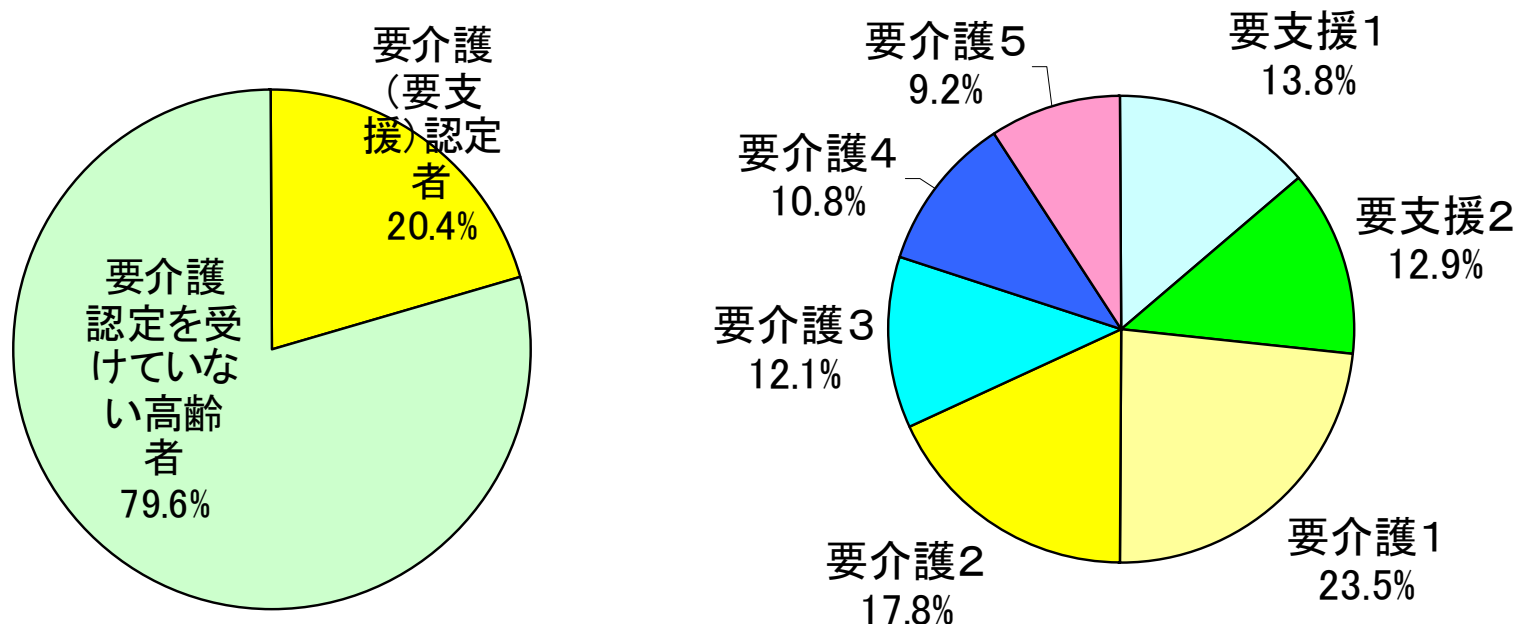
【基本目標2】高齢者と家族を大切にし共に支えるまち
(施策の方向性)

- (1)総合的な認知症対策の推進
- (2)権利擁護・虐待防止の充実・強化
- (3)高齢者を支える家族への支援

【基本目標3】住み慣れた地域で安心して暮らせるまち
(施策の方向性)

- (1)身近な相談と地域支援体制の強化
- (2)高齢者を支える介護サービス等の充実
- (3)安心して生活できる環境づくり

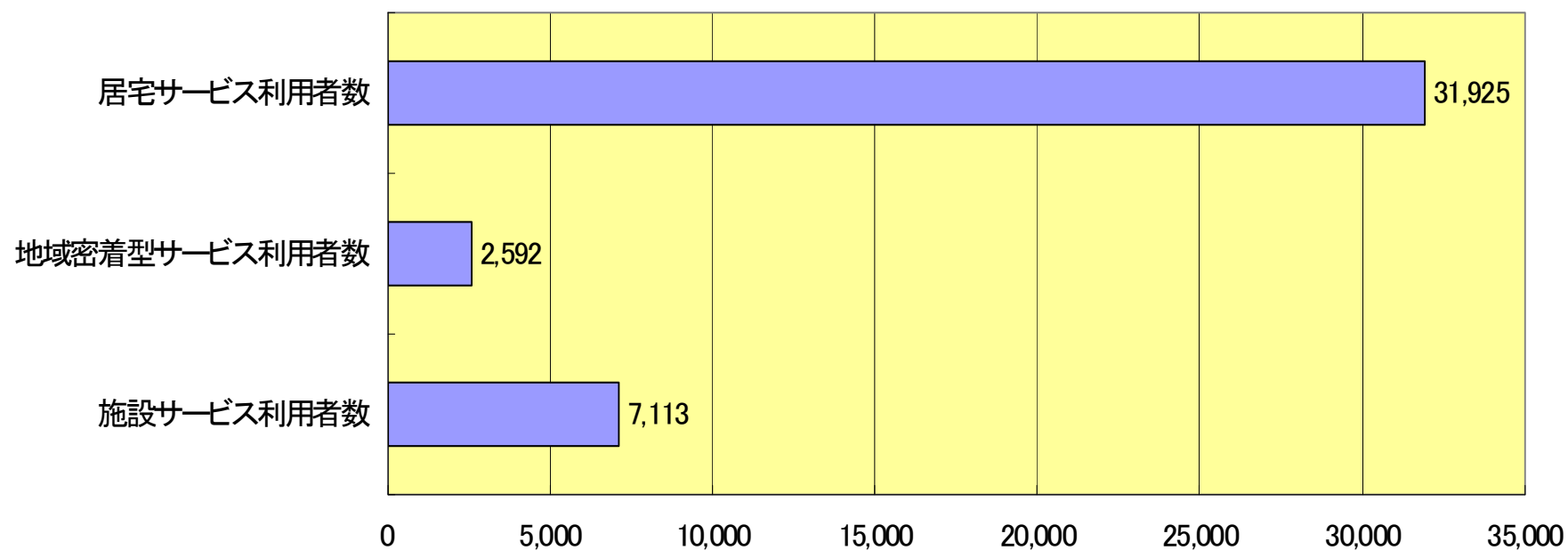
介護保険制度の実施状況



65歳以上の高齢者数は約25万人（249,268人）
で、約2割が要介護（要支援）者（52,410人）
（H24年3月末現在）

介護保険制度の実施状況

(H24年3月末現在)



北九州市内の事業者の状況

1 居宅サービス

(H24年3月末現在)

種類	事業所数
訪問介護	326
訪問入浴介護	15
訪問看護	52
訪問リハビリテーション	3
通所介護	340
通所リハビリテーション	41
福祉用具貸与	66
短期入所生活介護	61
居宅介護支援	314
認知症対応型通所介護	38
小規模多機能型居宅介護	22
夜間対応型訪問介護	1

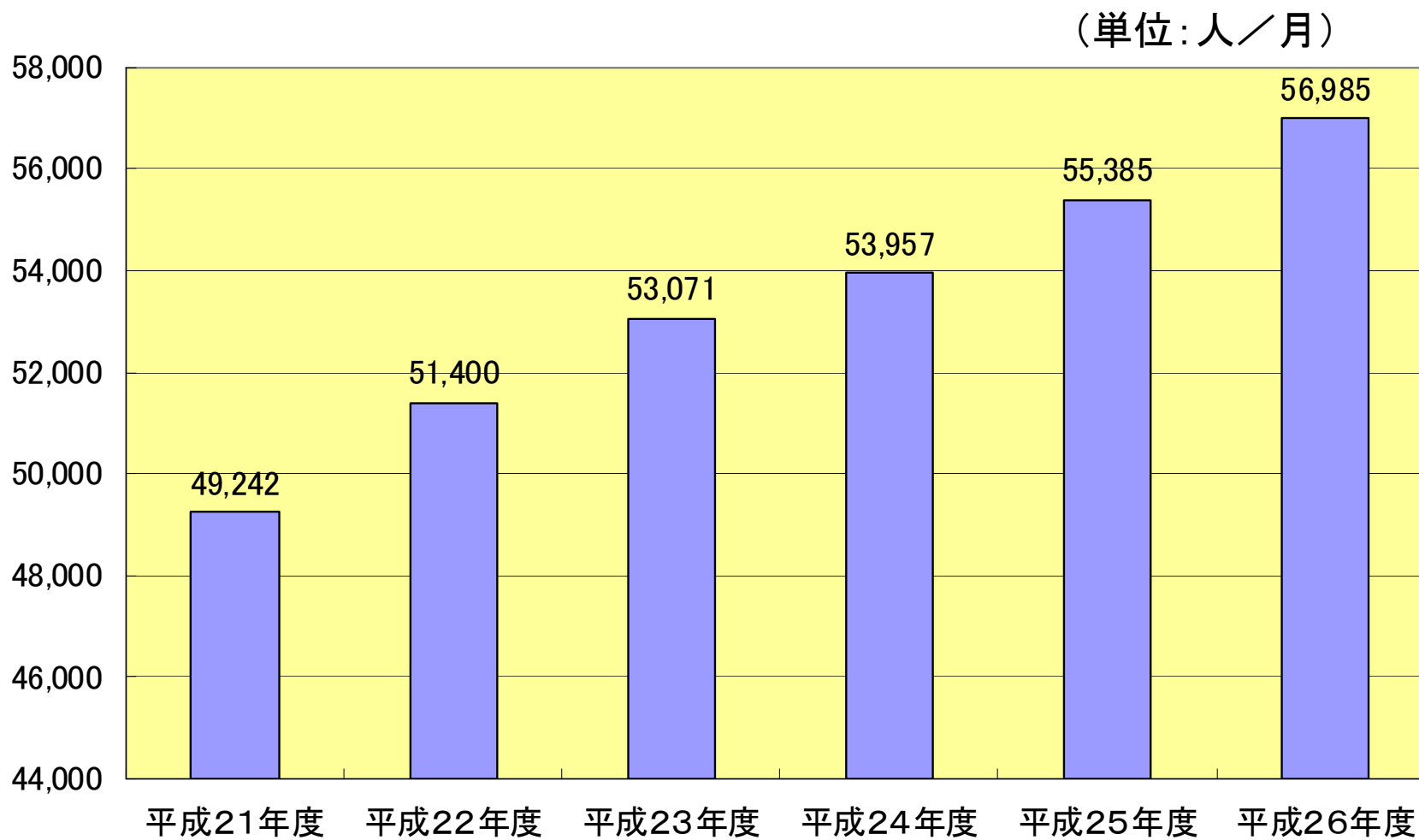
北九州市内の事業者の状況

1 施設・居住系サービス

(H24年3月末現在)

種類	施設数	定員数
特定施設入居者生活介護	36	2,092
グループホーム	122	1,711
地域密着型特別養護老人ホーム	7	194
介護老人福祉施設	45	3,390
介護老人保健施設	35	2,870
介護療養型医療施設	15	722

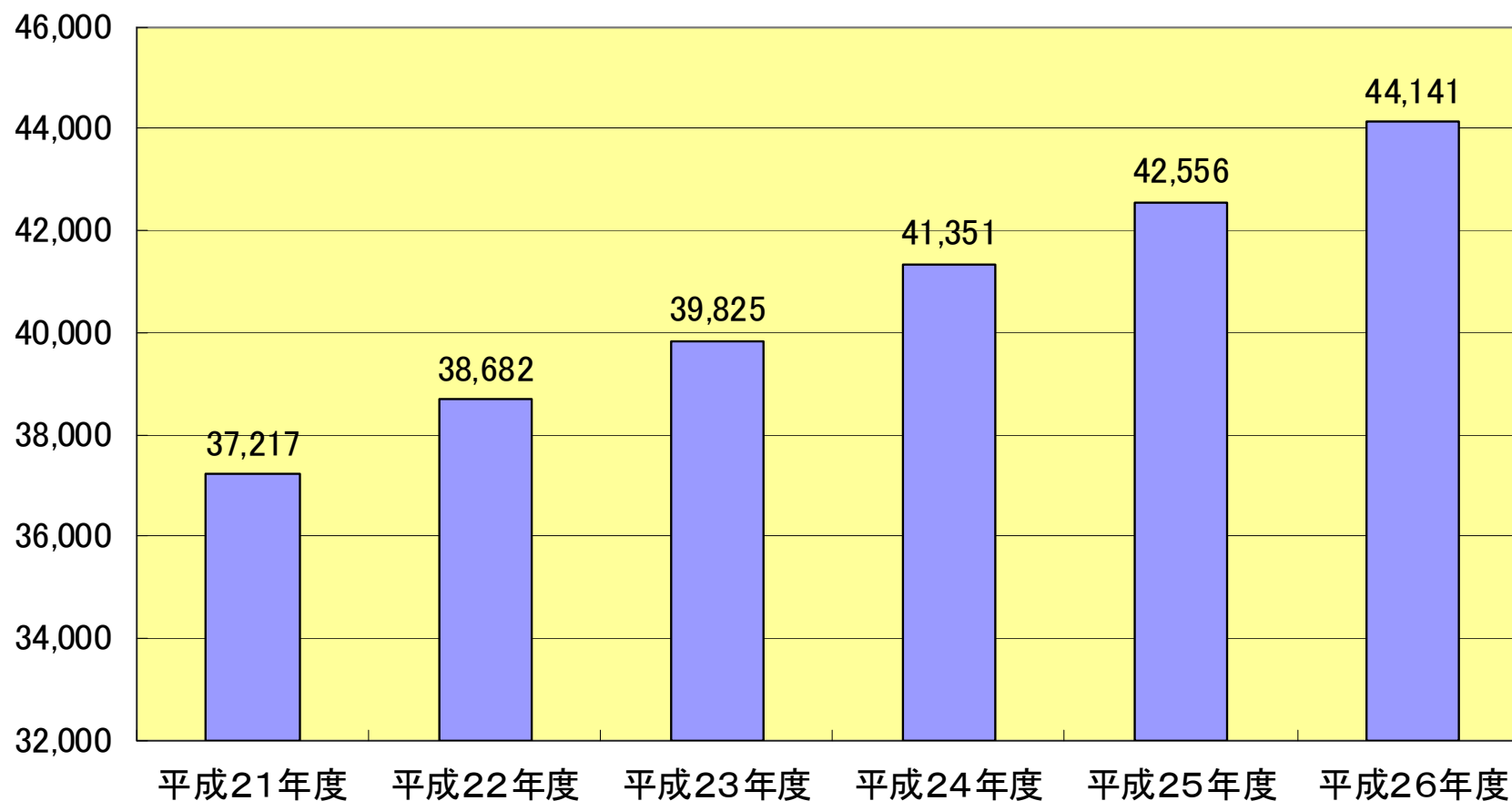
要介護認定者の見込み



平成21・22年度は平均値、平成23年度は7月値。平成24年度以降は推計値。

サービス利用者数の見込み

(単位:人/月)



平成21・22年度は平均値、平成23年度は7月速報値。平成24年度以降は推計値。



高齢者福祉施設等の整備目標数算定に当たっての基本的な考え方

(1) 第二次計画(平成21年度～23年度)策定時に見通した平成26年度までの目標の達成と今後の地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進します。

(2) 既存施設の整備状況、待機者の状況、市民ニーズ、今後の高齢化の推移、国が示した参酌標準等を踏まえながら、給付と負担のバランスにも留意し、在宅サービスと施設サービスとのバランスのとれた適切な整備量を設定します。

(3) 公募審査にあたっては、**サービスの質を重視**した評価を行い、質の確保に取り組めます。



具体的な整備方針

- (1) 第二次に引き続き、利用者のニーズの高い、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を優先的に整備する。
- (2) 医療と介護の双方の機能を持つ介護老人保健施設について、今後の地域包括ケアにおける役割を踏まえ、一定数を整備する。
- (3) 住み慣れた地域での在宅生活を支えるため、第二次に引き続き、小規模多機能型居宅介護事業所の整備を促進する。
- (4) 要支援者の状態から入居でき、介護が必要な状態まで高齢者が安心して住み続けることができる多様なサービスを確保する観点から、混合型特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）を整備する。

各施設サービス別の整備目標数 〔必要利用定員数〕

単位：人（ ）内は施設数

	第二次計画 整備目標数	H23年度末 整備数	第三次計画 整備目標数	H26年度末 整備数
介護老人 福祉施設	704 (9)	4,159 (59)	874 (12)	5,033 (71)
介護老人 保健施設	0	2,870 (35)	100	2,970 (35)
グループ ホーム	350 (19)	1,837 (129)	360 (15)	2,197 (144)
計	1,054	8,866	1,334	10,200

※平成23年度末グループホームの整備数は、介護療養病床からの転換分(1施設18床)を含む。

各施設サービス別の整備目標数

単位：人（ ）内は施設数

	第二次計画 整備目標数	H23年度末 整備数	第三次計画 整備目標数	H26年度末 整備数
小規模多機能型 居宅介護	450 (18)	785 (33)	450 (18)	1,235 (51)
特定施設 入居者生活介護 (混合型) 【実定員数】	0	2,092 (36)	750	2,842




各施設サービスの整備目標数

1. 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)については、**874床**を目標値として設定する。なお、すべてユニット型とする。

(内訳)

- ・ **複合型介護老人福祉施設(地域密着型) 174床(6施設)**
小倉北区2施設、小倉南区2施設、若松区1施設、八幡東区1施設整備する。
- ・ **既存施設の増床 100床(4施設程度)**
100床を上限として、30床増床と20床増床を合わせて4施設程度整備する。
- ・ **広域型介護老人福祉施設(100床) 600床(6施設)**



(1)複合型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
(グループホームと小規模多機能型居宅介護を併設)

①募集数・募集区 **6施設**

(内訳)小倉北区 2施設、小倉南区 2施設、
若松区 1施設、八幡東区 1施設

②公募スケジュール


公募説明会 平成24年2月7日

応募締切り 平成24年4月27日

事業者決定 平成24年6月上旬

開設予定 平成25年6月

③補助金の有無 有り(建設補助 154,000千円／1併設)



(2) 既存施設の増床(100床 4施設程度)

※対象者に通知

①対象者

80床以下の広域型特別養護老人ホームを
運営している市内の事業者

※事前に意向調査を行い、その結果を踏まえて募集する。

②公募スケジュール

通知文発送 平成24年6月上旬


応募締切り 平成24年7月下旬

事業者決定 平成24年9月上旬

開設予定 平成27年3月

③補助金の有無

なし



(3) 広域型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (600床 6施設)

①募集数・募集区 **6施設** 市内全区

②公募スケジュール

公募説明会 平成24年11月頃

応募締切り 平成25年2~3月頃

事業者決定 平成25年6~7月頃

開設予定 平成27年3月

③補助金の有無 なし

各施設サービスの整備目標数

2. 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症対応型共同生活介護については、**360床**を目標値として設定する。

(内訳)

- ・**新設による整備 (2ユニット18床) 270床(15施設)**
 - 複合型介護老人福祉施設との併設 108床(6施設)
 - 小規模多機能型居宅介護との併設 162床(9施設)
- ・**既存施設の増床 90床(10施設)**
 - 1ユニット9床の既存施設を2ユニット18床へ増床する。



(1) 複合型介護老人福祉施設との併設

①募集数・募集区 **6施設**

(内訳)小倉北区 2施設、小倉南区 2施設、
若松区 1施設、八幡東区 1施設

②公募スケジュール

公募説明会 平成24年2月7日

応募締切り 平成24年4月27日

事業者決定 平成24年6月上旬

開設予定 平成25年6月

③補助金の有無 有り(建設補助 154,000千円／1併設)

(2) 小規模多機能型居宅介護との併設(第1回)

①募集数・募集区

6施設

(日常生活圏域別)	門司1	1施設
	八幡西2	1施設
	八幡西4	1施設
	八幡西5	2施設
	戸畑1	1施設

②公募スケジュール

公募説明会 平成24年3月21日

応募締切り 平成24年6月21日

事業者決定 平成24年9月上旬

開設予定 平成25年6月

③補助金の有無

有り(建設補助 合計 52,500千円／1併設)



(3) 小規模多機能型居宅介護との併設(第2回)

①募集数・募集区 **3施設** 小倉北区、若松区、八幡東区
(各1施設整備を予定)

※日常生活圏域別は、複合型介護老人福祉施設の
公募選定結果を踏まえて決定する。

②公募スケジュール

公募説明会 平成25年6月頃

応募締切り 平成25年10月頃

事業者決定 平成26年1~2月頃

開設予定 平成27年3月

③補助金の有無 未定



(4) 既存施設の増床(90床 10施設)

※対象者に通知

①対象者

1ユニット(9人)で運営している市内の事業者

※日常生活圏域別は、整備状況を踏まえて決定する。

②公募スケジュール

通知文発送 平成25年10月頃

応募締切り 平成25年12月～平成26年1月頃

事業者決定 平成26年2月頃

開設予定 平成27年3月

③補助金の有無

なし



各施設サービスの整備目標数

3. 介護老人保健施設

介護老人保健施設については、**100床**を目標値として設定する。

(内訳)

- ・ **既存施設の増床** **100床(2施設程度)**
例として、現在定員50床を50床増床して100床とする。



(1) 既存施設の増床(100床 2施設程度)

※対象者に通知

①対象者

100床未満の介護老人保健施設を運営している
市内の事業者

※事前に意向調査を行い、その結果を踏まえて募集する。

②公募スケジュール

通知文発送 平成25年8月頃

応募締切り 平成25年10～11月頃

事業者決定 平成25年12月～平成26年1月頃

開設予定 平成27年3月

③補助金の有無

なし



各施設サービスの整備目標数

4. 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護については、**18施設**(登録定員450人)を目標値として設定する。なお、1施設の登録定員は25人とする。

(内訳)

- | | |
|-------------------|---------------|
| ・ 複合型介護老人福祉施設との併設 | 6施設(登録定員150人) |
| ・ グループホームとの併設 | 9施設(登録定員225人) |
| ・ 単独型 | 3施設(登録定員 75人) |



(1) 複合型介護老人福祉施設との併設

①募集数・募集区 **6施設**

(内訳)小倉北区 2施設、小倉南区 2施設、
若松区 1施設、八幡東区 1施設

②公募スケジュール

公募説明会 平成24年2月7日

応募締切り 平成24年4月27日

事業者決定 平成24年6月上旬

開設予定 平成25年6月

③補助金の有無 有り(建設補助 154,000千円／1併設)



(2) グループホームとの併設(第1回)

①募集数・募集区	6施設
(日常生活圏域別)	門司1 1施設
	八幡西2 1施設
	八幡西4 1施設
	八幡西5 2施設
	戸畑1 1施設

②公募スケジュール

公募説明会 平成24年3月21日

応募締切り 平成24年6月21日

事業者決定 平成24年9月上旬

開設予定 平成25年6月

③補助金の有無 有り(建設補助 合計 52,500千円／1併設)



(3) グループホームとの併設(第2回)

- ①募集数・募集区 **3施設** 小倉北区、若松区、八幡東区
(各1施設整備を予定)
※日常生活圏域別は、複合型介護老人福祉施設の
公募選定結果を踏まえて決定する。

②公募スケジュール

公募説明会 平成25年6月頃
応募締切り 平成25年10月頃
事業者決定 平成26年1～2月頃
開設予定 平成27年3月

- ③補助金の有無 未定



(4) 単独型

①募集数・募集区 **3施設** 小倉北区、小倉南区、戸畑区
(各1施設整備を予定)
※日常生活圏域別は、整備状況を踏まえて決定する。

②公募スケジュール

公募説明会 平成25年8～9月頃

応募締切り 平成25年12月頃

事業者決定 平成26年3～4月頃

開設予定 平成27年3月

③補助金の有無 未定




各施設サービスの整備目標数

5. 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護については、定員数で525人分、実定員ベースで**750人分**を目標値として設定する。

(内訳)

・既設と新設で750人分



(1) 特定施設入居者生活介護(既設)

※対象者に通知

①対象者

平成18年4月の福岡県による総量規制導入前に介護付有料老人ホームとしての建設計画を有し、福岡県と協議を行っていた施設で、平成18年3月31日までに建築確認申請を行っていたもの。

②公募スケジュール

通知文発送 平成24年8～9月頃

応募締切り 平成24年10月頃

事業者決定 平成24年12月～平成25年1月頃

開設予定 平成25年9月

③補助金の有無

なし



(2) 特定施設入居者生活介護(新設)

①募集数・募集区 検討中

②公募スケジュール

公募説明会 平成25年3～4月頃

応募締切り 平成25年6～7月頃

事業者決定 平成25年10月～11月頃

開設予定 平成27年3月

③補助金の有無 なし



各施設サービスの整備目標数

6. 複合型サービス

①募集数・募集区 1施設 市内全区

②公募スケジュール

公募説明会 平成24年5月25日

応募締切り 平成24年8月31日

事業者決定 平成24年10月上旬～中旬

開設予定 平成25年6月

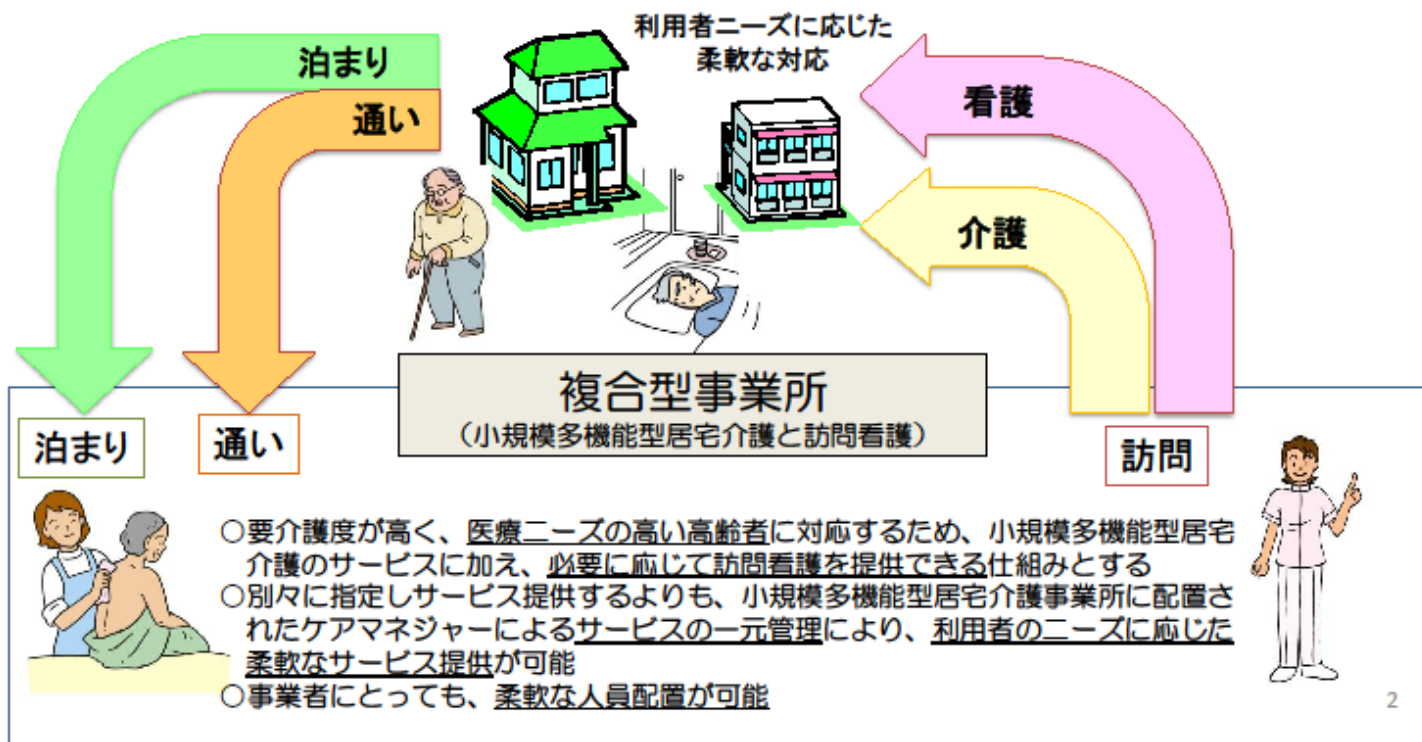
③補助金の有無 有り 建設補助 20,000千円
備品等補助 3,000千円(予定)

複合型サービスとは

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複合型サービスの概要 (イメージ図)

○ 今般、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型事業所を創設し、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図る。

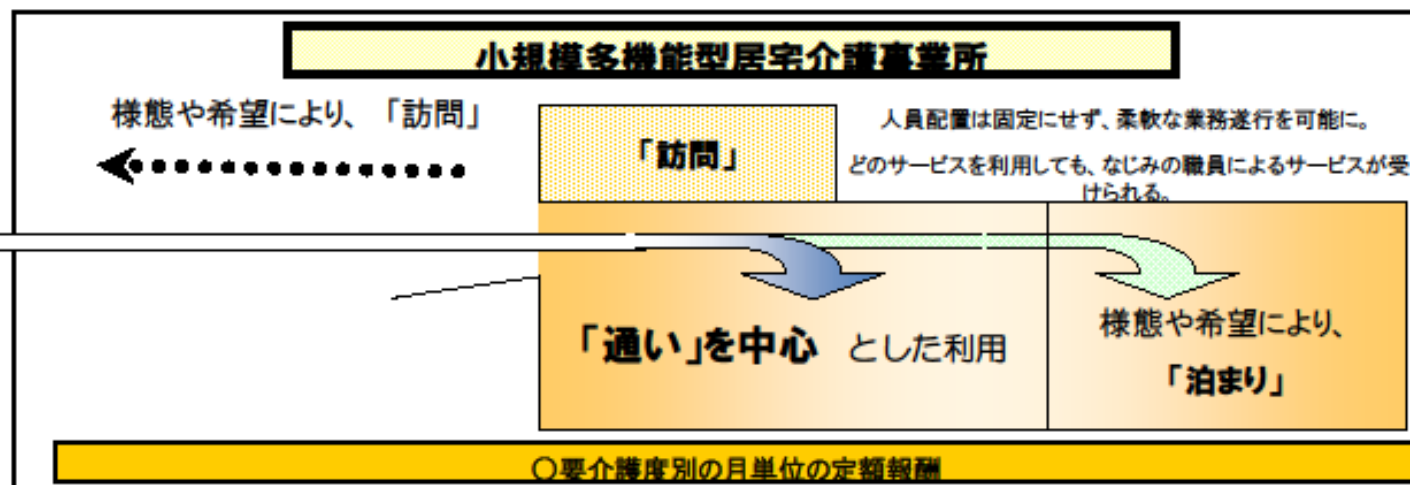
※ 地域密着型サービスとして位置づけ



小規模多機能型居宅介護の概要①

○「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多機能型居宅介護が創設された(平成18年4月創設)。

○制度創設当時、利用者の平均要介護度は3.5程度が想定されていた。



【小規模多機能型居宅介護事業所の基準】

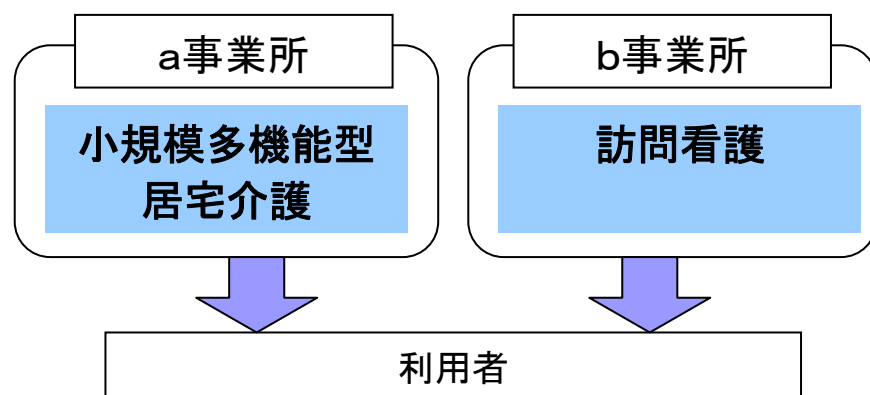
登録定員・ 利用定員	①登録定員：25人以下 ②通いサービス利用定員：登録定員の2分の1から15人まで ③泊まりサービス利用定員：通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで
従業者の 員数	①日中 ・通いサービス提供：利用者3人に対し1以上（常勤換算） ・訪問サービス提供：1以上（常勤換算） ②夜間・深夜 ・泊まりサービス及び訪問サービス提供：2人以上（うち1人は宿直勤務可） （泊まりサービスの利用者がいない場合、訪問サービス提供のために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間・深夜の時間帯を通じて宿直勤務及び夜間・深夜の勤務を行う従業員を置かないことができる。）

複合型サービスの創設

○小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型事業所を創設する。

○これにより、利用者は、ニーズに応じて柔軟に医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けられるようになる。また、**事業者にとっても、柔軟な人員体制が可能になる、ケアの体制が構築しやすくなるという利点がある。**

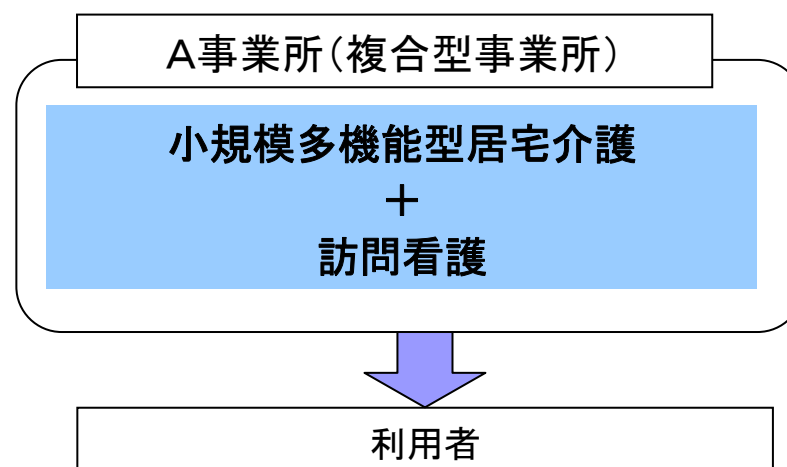
現行制度



○それぞれのサービスごとに別々の事業所からサービスを受けるため、サービス間の調整が行いにくく、柔軟なサービスが行いにくい。

○小規模多機能型居宅介護は、地域包括ケアを支える重要なサービスだが、現行の小規模多機能型居宅介護は、医療ニーズの高い要介護者に十分対応できていない。

創設後



○1つの事業所から、サービスが組み合わされて提供されるため、サービス間の調整が行いやすく、柔軟なサービス提供が可能。

○小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供する複合型事業所の創設により、**医療ニーズの高い要介護者へ支援を充実することが可能。**



小規模多機能型居宅介護と訪問看護の 複合型サービス事業所に期待される効果

1. 医療・看護ニーズの高い要介護者を地域で支える

- ・高齢者本人及びその家族のニーズに応じ、「通い」「訪問(看護)(介護)」「泊まり」サービスの提供が可能
- ・看護と介護の連携による一体的なサービス提供により、緊急時の対応を含め、柔軟なサービス提供が可能
- ・地域密着型サービスとして、なじみの看護、介護職員が対応可能
- ・看護職員の配置に伴い介護職員によるたんの吸引等のより安全な実施や、日常生活上必要な医療・看護ニーズへの対応が可能
- ・在宅看取りの対応体制整備 等

2. 訪問看護ステーションの規模拡大及び経営の安定

- ・柔軟な人員配置による効率的な運用(管理業務の集約化と看護師の効率的活用)
- ・事業者としての規模拡大
- ・看護と介護の役割分担の推進 等



複合型サービスの介護報酬

利用者の状態に応じた通い・泊まり・訪問(介護・看護)サービスを柔軟に提供する観点から、要介護度別・月単位の定額報酬を基本とした報酬を設定。

要介護度	介護報酬単位数
要介護1	13,255単位/月
要介護2	18,150単位/月
要介護3	25,111単位/月
要介護4	28,347単位/月
要介護5	31,934単位/月



各施設サービスの整備目標数

7. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

①募集数・募集区 1施設 市内全区

②公募スケジュール

公募説明会 平成24年7月下旬

応募締切り 平成24年10月下旬

事業者決定 平成24年12月上旬

開設予定 平成25年6月

③補助金の有無 有り 建設補助 5,000千円

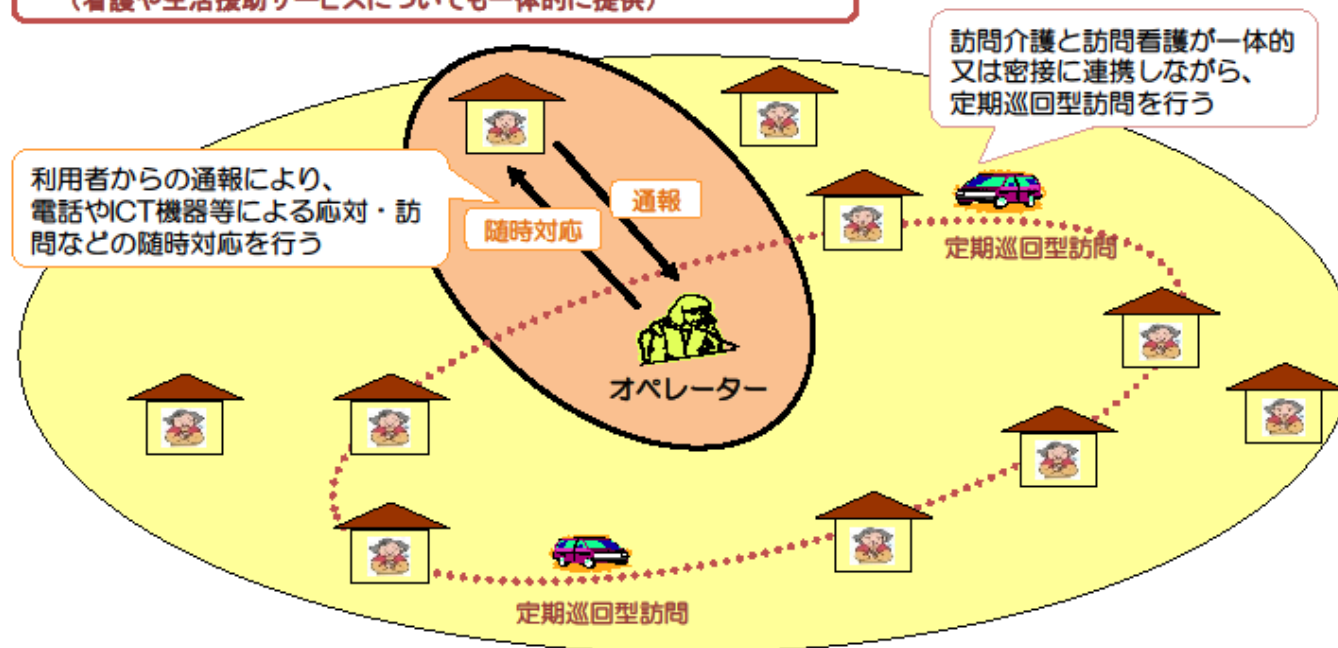
備品等補助 20,000千円(予定)

定期巡回・随時対応サービスとは

I 制度概要について

○ 重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設（平成24年4月）。

- 地域密着型サービスの一類型として創設
- 対象者は要介護者のみ（介護予防サービスは規定していない）
- 身体介護サービスを中心とした一日複数回サービス
（看護や生活援助サービスについても一体的に提供）



24時間地域巡回型訪問サービスの基本的な考え方

【最終的な目標】

「**単身・重度の要介護者**」であっても、**在宅を中心とする住み慣れた地域で、尊厳と個別性が尊重された生活を継続することができるような社会環境の整備。**

- 本サービスは、在宅の要介護高齢者の日常生活を支えるために必要な介護・看護サービスを、包括的かつ継続的に提供するものであり、「地域包括ケア」の仕組みを支える基礎的なサービスとして位置付けられるものである。
- 本サービスは、適切なアセスメントとマネジメントに基づいて、介護サービスと看護サービスが連携を図りつつ、「短時間の定期訪問」、「随時の対応」といった手段を適宜・適切に組み合わせ、1日複数回、「必要なタイミング」で「必要な量と内容」のケアを一体的に提供する「まったく新しいサービス類型」である。

< 24時間地域巡回型訪問サービスの基本コンセプト >

①一日複数回の定期訪問と継続的アセスメントを前提としたサービス

- 一日複数回の定期訪問によるサービス提供を行い、在宅生活を包括的に支えるとともに、利用者の心身の状況について介護・看護の視点から継続的にアセスメントを行う。

②短時間ケア等、時間に制約されない柔軟なサービス提供

- 継続的なアセスメントに基づき、施設におけるケアと同様、利用者の心身の状況に応じて、提供時間の長さやタイミングを柔軟に変更しながら必要なサービスを提供する。

③「随時の対応」を加えた「安心」サービス

- 一日複数回の定期訪問に加え、利用者からのコールを受けた場合に、利用者の心身の状況等を踏まえコール内容を総合的かつ的確に判断し、必要な対応を行うことにより在宅生活の安心感を提供する。

④24時間の対応

- 日中帯を中心に定期訪問サービス提供を行い、起床から就寝までの在宅生活を包括的に支えるとともに、発生頻度は少ないながらも確実に存在する深夜帯のニーズに対応するため、24時間の対応体制を確保する。

⑤介護サービスと看護サービスの一体的提供

- 在宅生活を包括的かつ継続的に支える観点から、利用者の看護ニーズに対応するため、介護・看護サービスを一体的に提供する。

< 24時間地域巡回型訪問サービスのあり方のポイント >

○ 事業者のサービス提供圏域のあり方

- 利用者のニーズに即応する必要性があり、また移動時間の短縮が効率的な運営をおこなう上で重要になることから、30分程度の範囲が適当である。
- 在宅高齢者の日常生活圏域内で、各地域及び住民の特性に応じたきめ細かなニーズ把握とサービスのマネジメントを行うことが求められることから、市町村が事業者指定を行う「地域密着型サービス」とすることが適当である。
- 事業所の指定については、個々の日常生活圏域におけるニーズや地域特性等に応じて、安定的なサービス提供が確保されるよう、市区町村が一定の裁量のもと、利用者の事業者選択の自由の確保の視点も踏まえながら計画的に行うことが重要である。

○ 報酬体系のあり方

- 高齢者の生活においては、心身の状態が日々変化しそれにともない必要なサービスの量やタイミングも変化することから、施設と同様、包括定額払い方式の介護報酬を基本とすべきである。
- 包括定額払いを導入する際、「事業者によるサービス提供控え」が生じる可能性があるが、これについては、保険者の責任において利用者の在宅生活が、包括的かつ継続的に支えられているかを把握する必要がある。

○ 本サービスの事業者、従業員に与える効果

- 従来の訪問介護に比べ事業者側のサービス提供の密度が高まることにより、職員の稼働率の向上が図られ、より効率的なサービス提供が可能となり、事業者の経営の安定性が増すほか、常勤職員の雇用機会の増加等、介護職員の処遇改善が期待される。
- 利用者の一日の生活を包括的かつ継続的に支えることにより、利用者のニーズを総合的・継続的に把握することが可能となり、介護従事者の専門性の向上、やりがいの醸成につながる。
- これまでの一対一の関係性に比較してチームケアの概念がより強化される。

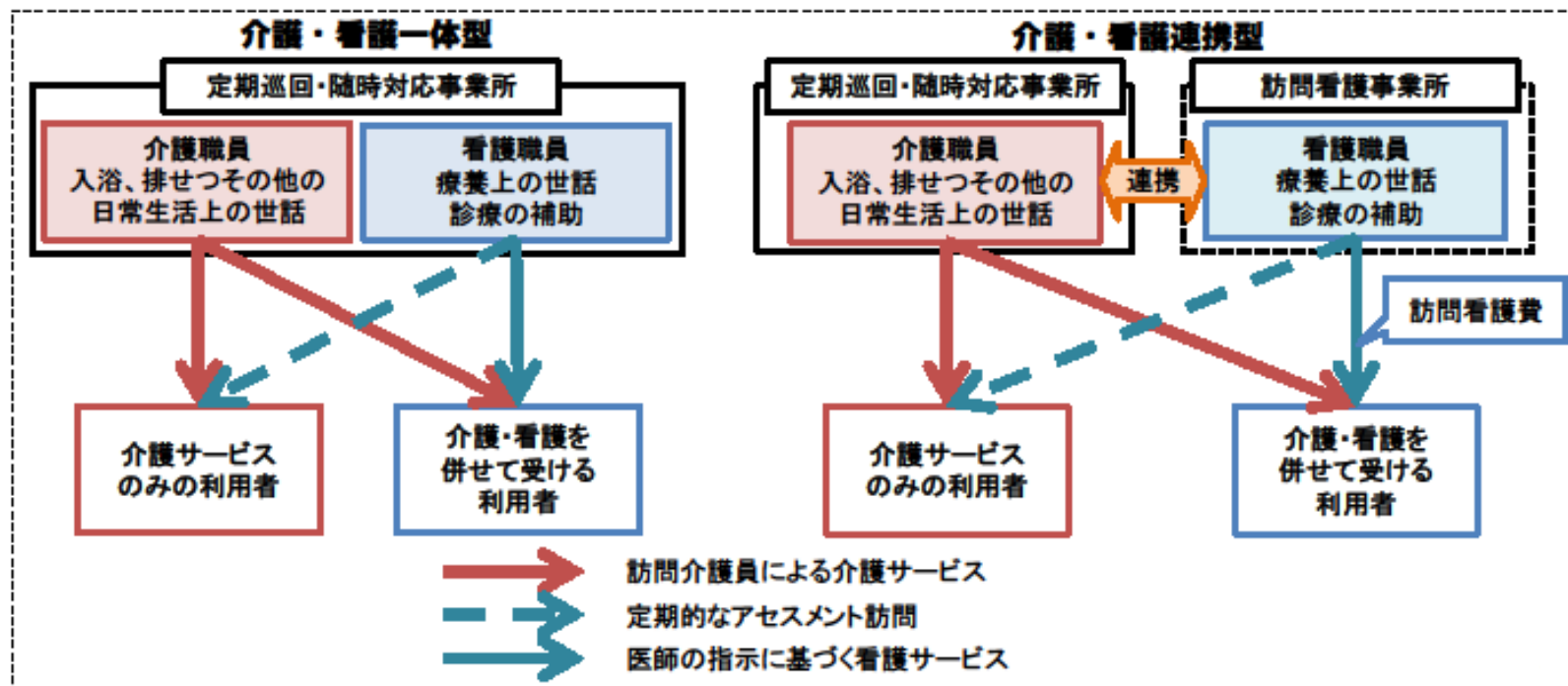
介護看護連携型事業所と訪問看護事業所の連携について

- 介護看護連携型事業所においては、医師の指示に基づく看護サービスは連携先の訪問看護事業所で提供することになるが、介護と看護の一体的提供の観点から連携内容・方法についてどのように考えるべきか。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護において想定される「看護」の役割 ～「24時間地域巡回型訪問サービスのあり方検討会報告書」より～

- 訪問看護指示書（医師の指示）に基づくサービス提供
- 利用者に対する定期的なモニタリング・アセスメント
- 体調急変時の判断や医師との連携
- 介護職員に対する療養上の助言等

介護看護連携型事業所と訪問看護事業所との間の契約により連携・情報共有することを定めてはどうか。



定期巡回型・随時対応サービスの介護報酬

日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的に又は密接に連携しながらサービスを柔軟に提供する観点から、要介護度別・月単位の定額報酬を基本とした報酬を設定。

	定期巡回型・随時対応訪問介護看護費(Ⅰ) (一体型)		定期巡回型・随時対応 訪問介護看護費(Ⅱ) (連携型)
	介護・看護利用者	介護利用者	
要介護1	9,270単位/月	6,670単位/月	6,670単位/月
要介護2	13,920単位/月	11,120単位/月	11,120単位/月
要介護3	20,720単位/月	17,800単位/月	17,800単位/月
要介護4	25,310単位/月	22,250単位/月	22,250単位/月
要介護5	30,450単位/月	26,700単位/月	26,700単位/月